

## 令和5年度大江町被災小規模事業者再建事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 令和4年8月豪雨による災害（令和4年8月1日から同月22日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和4年政令第320号）により指定された激甚災害をいう。（以下「令和4年8月豪雨」という。))により被害を受けた小規模事業者の復旧、復興を推進するため、山形県の被災事業者支援事業「山形県中小企業パワーアップ補助金」（以下「県補助金」という。）の交付を受けた事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に事業所等を有する小規模事業者等で、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 県補助金の交付決定を受けた者
- (2) 大江町暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第1号）第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者
- (3) 本補助金申請時に町税等を完納していること

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が令和4年8月3日以降の豪雨により被災した日以降から県補助金交付決定までの間に行う、令和4年8月豪雨災害からの事業再建のための事業とし、県補助金の交付決定を受けた事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県補助金の交付決定を受けた経費とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の15分の2以内とし、1事業所あたり40万円を上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第6条 補助対象者は、県補助金の額の確定後に、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年2月29日までに町長に提出しなければならない。

(1) 県へ提出した県補助金交付申請に係る補助金交付申請書（規則別記様式第1号）及び事業計画書（別記様式第1号）、BCP（事業継続計画）の写し、交付決定及び額の確定に関する通知書の写し

(2) 納税証明書（町外に住所を有する者の場合）

(3) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を精査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助対象者に補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第14条の規定にかかわらず、第6条の規定による申請をもって、規則第14条の規定による報告に代えるものとする。

（補助金額確定通知）

第9条 規則第15条の規定にかかわらず、第7条の規定による通知をもって、規則第15条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。